

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 9 月 29 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530046

研究課題名(和文) 渉外的法律関係の規律手法としての「承認」の総合的研究

研究課題名(英文) The method of "recognition" in private international law

研究代表者

中西 康(Nakanishi, Yasushi)

京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：50263059

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円

研究成果の概要(和文)：渉外的な私法上の法律関係を規律する手段には、準拠法選択と外国判決の承認という、大きく分けて2つの手法が存在する。本研究は「承認」という手法の整理を行う。

外国の国家機関による決定の承認に関しては、実質的再審査の禁止に着目すると、承認の根拠は、手続保障がある手続に基づきなされた外国国家機関による決定の権威という側面のみならず、そのような決定の尊重についての、当事者の正当な期待という側面もある。

外国での単なる事実関係(状況)の承認に関しては、国際私法外部の要請から「承認」が求められており、また当事者の正当な期待の尊重という点で、外国の決定の承認ともつながりがあることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：We have two techniques, choice of law and recognition of foreign judgment, as means to discipline an international relationship of individuals. In this study, we focus on several methods of "recognition".

First, there are two aspects for the basis of recognition of foreign judgments("decision"): not only the authority of the decision made by the foreign state institutions in due process, but also the respect of legitimate expectations of parties.

Second, for the recognition of foreign "situations" without decision of foreign state, this study clarifies that it is external requirements out of private international law that demand "recognition" of situations, and that there is a connection with the recognition of foreign judgments in terms of respect of legitimate expectations of parties as basis of recognition.

研究分野：国際私法

キーワード：承認 人権 EU法 国際私法 欧州人権条約

1. 研究開始当初の背景

本研究は、涉外的法律関係の規律手法のうち「承認」の位置づけを探ろうとするものである。この背景には、「承認」という手法をめぐる最近の混迷状況があった。本来は、「承認」という手法は、外国判決の承認(民事訴訟法 118 条)が典型的であるが、外国国家機関による決定、とくに外国判決がある場合に用いられるものである。しかしながら、この手法を詳細に分析したフランスの Mayer(La distinction entre règles et décisions et le droit international privé(1973))が、例えば外国での国有化措置のように、立法の形式をとってはいるが、実質的には個別具体的な決定である場合にも、この決定の「承認」という手法が用いられるべきと主張し、このような主張はわが国でも有力化している(横溝大「外国国有化・収用措置の我が国における効果」法学協会雑誌 113 巻 2 号(1996)224 頁参照)もともと、この見解が問題とする、国有化措置の場合にも外国国家機関による決定がなされているわけである。

ところが、この本来の意味の、外国国家による決定の承認を超えて、「承認」という手法が拡大しているように一見見える現象が生じている。これが最近の混迷状況である。これは、以下のように、3 つに分けることができると思われる。

第 1 に、地域統合を推し進める EU における EU 法においては、1979 年の欧州司法裁判所のカシス・ド・ディジョン(Cassis de Dijon)事件先決裁定(Case 120/78. 詳しくは、中西康「無差別的措置と『数量制限と同等の効果を有する措置』カシス・ド・ディジョン事件」中村民雄=須網隆夫編『EU 法基本判例集[第 2 版]』(日本評論社、2010)175 頁参照)を出発点として、各構成国は相互に本源国(State of Origin)の規制を承認しなければならないという原則として相互承認原則が確立した。また、EU 市民権が 1992 年のマーストリヒト条約で導入された。このことにより、他の構成国で成立した法人や氏名などについても、相互「承認」が求められるのではないかという議論が活発になっている。例えば法人について、Überseering 事件(Case C-208/00)先決裁定、氏名に関して、Garcia Avello 事件(Case C-148/02)先決裁定、Grunkin and Paul 事件(Case C-353/06)先決裁定などがある。

第 2 に、国際人権規範の発展がある。とりわけ、欧州人権条約について欧州人権裁判所は 2007 年の Wagner v. Luxembourg 事件(Application no. 76240/01)判決において、ルクセンブルクがペルー裁判所の養子決定を承認しないことが、欧州人権条約 8 条の保障する「家族生活の尊重を受ける権利」への侵害となるとして、その「承認」を求めている。この判決の意味するところおよびその他の欧州人権裁判所の判決をめぐる活発な議

論が行われている。

第 3 に、同性カップルの登録パートナーシップや同性婚など、あらたな家族法上の地位が各国で創設され、その国際私法上の規律をめぐる、「承認」の手法の活用が主張されている。具体的には、婚姻について各当事者の本国法の配分的適用(法適用通則法 24 条 1 項)という伝統的な規律ではなく、自国での登録については自国法に基づくパートナーシップの登録を行い、外国で登録されたパートナーシップについては、その「承認」という形での処理が各国において拡大しつつあるように見受けられる。

2. 研究の目的

涉外的な私法上の法律関係を規律する手法としては、準拠法選択と外国判決の承認という、大きく分けて 2 つの手法が存在している。本研究の研究代表者は従来、このうちで、「承認」という手法を中心として研究を進めてきたが、従来の研究を整理および再検討して、「承認」という手法の特色、それが用いられるのに適した場面、従来それが用いられてきた外国での国家機関による決定がある場合を超えて、単なる事実関係(状況)についても用いられるという、適用範囲の拡大現象に対する評価とその位置付けなどを行うことを本研究は考えた。このことで、「承認」という手法の全体像を提示し、この手法をめぐる混迷状況にある現在の国際私法への明確な指針を提示することが、本研究の目的である。

3. 研究の方法

本研究は、2 部に分かれている。

前半では、外国の決定の承認について、その根拠およびその意味を明らかにする。

後半では、これを前提に、「研究目的」に記したような、外国国家による決定の承認を超えて「承認」という手法が拡大しているように一見見える最近の状況について、分析を行う。

研究手法としては、第 1 に、ヨーロッパを中心とする諸外国における関連する立法・学説・裁判例について比較法的調査分析を行う。第 2 に、わが国における従来の判例・学説を渉猟し分析を行う。これらの点について、主として文献に基づく検討を行う。収集整理した文献資料は電子化することで研究の速度アップを図った。

4. 研究成果

本研究の成果は、研究の上記第 1 部に関するもの(1)、第 2 部に関するもの(2)、本研究と関連してなされた検討された問題に関するもの(3)の 3 つに分けることができる。

(1)

本研究第 1 部の、外国国家機関による決定

(典型的には外国裁判所の判決)の承認については、なぜ、外国での決定がある場合には準拠法選択ではなく決定の承認という手法が用いられるべきであるのか、というその実質的な根拠を明らかにすることが必要であると思われる。その際には、外国での決定がある場合には、実質的再審査の禁止(民事執行法 24 条 2 項)が求められることに着目した。そこで問題を、なぜ実質的再審査の禁止が外国での決定の承認の場合には求められるかと置き換えて、それについて検討を進め明らかにした(なお、実質的再審査の禁止により何が禁止されているのかについては、中西康「外国判決の承認執行における revision au fond の禁止について(1-4・完)」法学論叢 135 巻 2 号以下(1994)ですでに検討している。)

Mayer の上記博士論文によると、法規範の規範構造の分析から、準拠法選択において問題となっている法規範である準則が抽象的・仮定的な性格を有するのに対して、決定の承認においては問題となっている法規範である決定は具体的・断定的性格を有する。つまり、承認が問題となる場合には、事実への法準則のあてはめ・包摂がすでに外国で国家機関により行われている。

Mayer は以上のように分析して決定については承認の手法によるべきと主張した。しかしながら、実質論から考えてみても、そのように外国の決定について承認の手法を用いると、実質的再審査の禁止の原則があてはまる。これは、外国で行われたことの繰り返しを避けるために認められている原則である。決定を外国で行うために準則のアテはマサ行がなされているのであるから、これは妥当な結論であると思われる。これに対して、決定がない場合にはまだあてはめがなされていない準則が問題となっているので、実質的再審査の禁止は問題となり得ないので、承認の手法によるべきではない。以上のように、実質的再審査の禁止を手がかりに、承認と準拠法選択の使い分けの理由を実質的観点から明らかにした。

この関連で、以上の点にも着目すると、外国国家機関による決定がある場合の、承認の手法の根拠は、手続保障がある手続に基づきなされた外国国家機関による決定の権威という側面のみならず、そのような決定の尊重についての、当事者の正当な期待という側面もある。

(2)

本研究第2部の、外国国家機関による決定がない、単なる事実関係(状況)の承認の手法の拡大現象については、国際人権法を中心とした人権規範の影響による、外国で成立した身分関係の「承認」の議論について、欧州人権裁判所の上記 2007 年 Wagner 事件判決と 2011 年 Negreponitis-Giannisis 事件 (Application no. 56759/08) 判決を素材

に検討した。これらの事件においては、確かに、外国裁判所の決定が問題となっている。しかし、欧州人権裁判所がその承認を欧州人権条約 8 条を根拠に求めている点を詳しく検討すると、これは外国で裁判がない場合でも同じように妥当する議論であることが判明した。また、後者の判決からは、条約からの「承認」要請は、法廷地国の公序に対しても優先することも興味深い。

また、ある構成国で認められた氏名の、他の構成国での承認が EU 市民権により求められる欧州司法裁判所の裁判例についても検討を行った。上記の先決裁定の他、氏名の承認に関する、欧州司法裁判所の 2010 年の Sayn-Wittgenstein 事件 (Case C-208/09) 先決裁定は、貴族との養子縁組によりドイツで付与された氏を、貴族制を廃止したオーストリアが承認することを拒絶することが問題となった。この事案で欧州司法裁判所は、承認拒絶をオーストリアの憲法的アイデンティティを根拠として正当化が認められたのではないかが議論されており、この点について検討を行った。

これらの検討の結果、欧州人権条約 8 条の定める家族生活の尊重を受ける権利、あるいは EU 法の EU 市民権という、国際私法から見ると外部に位置する規範からの要請により「承認」が求められている。そこでの「承認」は外国判決の承認という意味の、準拠法選択に対する承認という意味ではなく、もっと漠然たる意味である。この現象は、本来ならば涉外的法律関係は全て、法廷地国際私法により法的評価が行われるはずであるのに、それが成立した外国における判断が認められ、その結果、法廷地国の国際私法が席を譲るといふ現象であると評価できる、というのが本研究の評価である。

(3)

以上の研究を進める際に、関連する諸問題についても、新たな研究成果を得ることができた。

まず、外国判決の承認執行と密接に関連する、国際裁判管轄についての平成 23 年の民事訴訟法等改正による新規定について研究を行った。

1 つは、平成 23 年改正による民事訴訟法 3 条の 2 以下に新設された規定の全体に関する解釈論を示し、残された若干の問題について指摘したものである。

もう 1 つは、新規定について、総論的な観点に絞った検討であり、とりわけ国際裁判管轄に関する個別事件毎の調整に関して、新しい規定における特別の事情による訴えの却下に関する民事訴訟法 3 条の 9 の規定について、従来の判例法理における特段の事情論の問題点が解消されているか、同じく個別調整という点では共通点のある、諸外国の制度、とりわけ英米法におけるフォーラム・ノン・コンビニエンスの法理 (forum non

conveniens)との比較を行い、国際裁判管轄に関する基本的な理解の点で英米法とは異なるのであり、必ずしも3条の9についてフォーラム・ノン・コンビニエンスの法理と同様の解釈がなされるべきとは限らないことを明らかにした。

また、国際裁判管轄と密接に関連する問題である、外国国家に対する裁判権免除(主権免除)に関する、最高裁判所平成18年7月21日判決による、絶対免除主義から制限免除主義への判例変更が、訴訟法上有する効果をめぐる裁判例についても検討も行った。

さらには、国際私法・国際民事手続法全体について、本研究での検討も加味して、体系的な検討と解説を行う教科書を、他の3名の研究者との共著で公刊した。とりわけ、第1部序論における、国際私法の性質、問題へのアプローチ、国際私法の基本理念の部分、ならびに外国判決の承認執行の部分においては、本研究で得られた視点である、普遍主義的国際私法観の問題点、準拠法選択と外国判決の承認の区別などに関する知見を盛り込んだ記述を行うことで、従来の議論を新たな観点から整理し直し、問題の理解を深める工夫をした。このことにより、想定される読者である学生や実務家に対して、本研究の成果の還元を行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3件)

中西康、氏名とEU市民権 貴族の爵位の承認拒絶の正当化と憲法的アイデンティティ (EU法の最前線第153回)、貿易と関税、査読無、61巻1号、2013、91-86頁

中西康、主権免除による訴え却下判決確定後の判例変更を受けて提起された後訴の適法性(判例評釈:東京地裁平成23年10月28日判決)、私法判例リマークス、査読無、47号、2013、142-145頁

中西康、新しい国際裁判管轄規定に対する総論的評価、国際私法年報、査読有、第15号、2013、2-28頁

〔学会発表〕(計 1件)

中西康、新しい国際裁判管轄規定に対する全体的評価(統一テーマ:国際裁判管轄立法の意義と課題)、国際私法学会第125回(2012年度春季)大会、2012年5月13日、立命館大学

〔図書〕(計 3件)

櫻田嘉章=道垣内正人編、国際私法判例百選〔第2版〕、有斐閣、2012、264頁(「審判離婚」(横浜家裁平成3年5月14日審判解説)124-125頁、「損害賠償債務の相続」(大阪地裁昭和62年2月27日判決解説)160-161頁、「個別労働事件の管轄権」(東京高裁平成12年11月28日判決解説)202-203頁を分担執筆)

新堂幸司監修、高橋宏志=加藤新太郎編集、実務民事訴訟講座〔第3期〕第6巻 上訴・再審・少額訴訟と国際民事訴訟、日本評論社、2013、458頁(「国際裁判管轄 財産事件」305-341頁を分担執筆)

中西康=北澤安紀=横溝大=林貴美、国際私法、有斐閣、2014、423頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

なし

取得状況(計 0件)

なし

〔その他〕

ホームページ等:

なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

中西 康 (NAKANISHI, Yasushi)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号:50263059

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし